

「合併前上越市の区域における地域自治区」の制度案

「上越市地域自治区の設置に関する条例」の改正案

合併前上越市の区域に地域自治区を設置するにあたり、「上越市地域自治区の設置に関する条例」のうち、地域自治区の区域、地域自治区の事務所の設置、地域協議会の設置等の規定について、一部改正が必要となります。

次ページ以降は、それらの規定に係る改正案を掲載します。

1 地域自治区の区域及び名称等（第2条関係）

■ 改正案

（地域自治区の設置）

第2条 市は、次の表の左欄に掲げる区域ごとに、同表の右欄に掲げる名称の地域自治区を設ける。

区域	名称
南本町一丁目から三丁目まで、東城町一丁目から三丁目まで、南城町一丁目から四丁目まで、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町一丁目から七丁目まで、北本町一丁目から四丁目まで、仲町一丁目から六丁目まで、寺町一丁目の一部、寺町二丁目、寺町三丁目、大町一丁目から五丁目まで、西城町一丁目から四丁目まで、北城町一丁目から四丁目まで、東本町一丁目から五丁目まで、幸町、栄町、新町、高土町一丁目から三丁目まで、高土町受地、大字大貫の一部、大字京田、大字土橋の一部、大字島田下新田の一部、大字丸山新田の一部、大字高田新田、大和三丁目の一部及び大和四丁目の一部の区域	高田区
大字樋場、大字子安、子安、子安新田、鴨島一丁目から三丁目まで、鴨島、稲田一丁目から四丁目まで、大字上稲田、大字下稲田、大字寺、大字大日、大字中田新田、大字上島、大字中々村新田、大字平岡、大字南田屋新田、大字北田屋新田、大字大道福田、大字富岡、富岡、大字藤野新田、藤野新田、大字大日（旧大日新田）、大字子安新田、大字上島（旧大日古川新田）、大字大道新田、大字赤塚新田、新南町及び大字戸野目古新田の一部の区域	新道区
大字上門前、大字小滝、大字下馬場、大字朝日、大字黒田、大字灰塚、大字地頭方、大字青木、大字上中田、中通町、大字向橋、大字中田原、大字塩荷谷、大字儀明、大字上湯谷、大字後谷、大字大貫の一部、大字飯の一部、御殿山町、上昭和町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、大字滝寺、大字下正善寺、大字中正善寺、大字上正善寺、大字宇津尾、大字上綱子、大字中ノ俣、大字下中田、寺町一丁目の一部、大字藤新田の一部、大字岩木の一部及び大字塚田新田の区域	金谷区
大字土橋の一部、大字藤巻、藤巻、大字木田新田、木田新田一丁目、木田新田二丁目、大字藤新田の一部、藤新田一丁目、藤新田二丁目、大字木田、木田一丁目から三丁目まで、大字岩木の一部、山屋敷町、大字中屋敷、大字大豆、大豆一丁目、大豆二丁目、大字春日、大字中門前、中門前一丁目から三丁目まで、大字宮野尾、春日山町一丁目から三丁目まで、春日野一丁目、春日野二丁目、新光町一丁目、新光町二丁目の一部、新光町三丁目の一部、大学前、大字薄袋、大字寺分、大字牛池新田及び	春日区

大字飯の一部の区域	
大字上真砂、大字杉野袋、大字北新保、大字南新保、大字高森、大字諏訪、大字東原、大字鶴町、大字北田中、大字米岡及び大字四辻町の一部の区域	諏訪区
大字四ヶ所、大字西市野口、大字戸野目古新田の一部、大字門田新田、大字戸野目、大字市野江、大字桐原、大字本道、大字荒屋、大字虫川、大字下野田、大字長面、大字上野田、大字四辻町の一部、大字下池部、大字上池部、大字吉岡、大字東市野口、大字劔、大字茨沢、大字藤塚、大字新保古新田、大字本新保、大字上雲寺、大字下新町、大字上新町、大字池、大字下富川、大字上富川、大字熊塚、大字野尻、大字稲、平成町及び大字鴨島の区域	津有区
大字下四ツ屋、大字西松野木、大字長者町、大字天野原新田、大字本長者原、大字今池、大字藪野、大字辰尾新田、大字東稲塚新田、大字下稲塚、桜町及び大字新長者原の区域	三郷区
大字木島、大字島田上新田、大字島田、大字島田下新田の一部、大字上箱井、大字中箱井、大字岡原、大字下箱井、大字五ヶ所新田、大字丸山新田の一部、大字下新田、大字西田中、大字寺町、大字石沢、大字七ヶ所新田、大字今泉、大字稲荷、大和一丁目、大和二丁目、大和三丁目の一部、大和四丁目の一部、大和五丁目、大和六丁目、大字土合、大字脇野田及び大字荒町の区域	和田区
大字稲谷、大字上曾根、大字下曾根、大字高和町、大字元屋敷、大字高津、大字飯田、大字妙油、大字森田、大字十二ノ木、大字北方、大字南方、大字大口、大字東京田及び大字松塚の区域	高士区
西本町一丁目から四丁目まで、中央一丁目から五丁目まで、住吉町、港町一丁目、港町二丁目、大字高崎新田、東雲町一丁目、東雲町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、東町、大字塩屋、大字直江津、大字八幡、大字轟木、五智一丁目から六丁目まで、五智新町、大字虫生岩戸、国府一丁目から四丁目まで、加賀町、石橋、石橋一丁目、石橋二丁目、大字五智国分、大字三交、大字大場、大字愛宕国分、大字毘沙門国分寺、大字居多、新光町二丁目の一部、新光町三丁目の一部及び大字黒井の一部の区域	直江津区
大字小猿屋、大字小猿屋新田、大字三田、大字三田新田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、三ツ橋、田園、大字福田、佐内町、三ツ屋町、大字安江、安江一丁目から三丁目まで、大字上源入、上源入、大字下源入、下源入、大字松村新田、大字下門前、下門前、大字塩屋新田、大字春日新田、春日新田一丁目から五丁目まで、川原町、福田町、大字三ツ屋及び大字佐内の区域	有田区

大字黒井の一部、大字上荒浜、大字下荒浜、大字遊光寺浜、大字夷浜、大字西ヶ窪浜、大字石橋新田、大字夷浜新田及び八千浦の区域	八千浦区
大字下百々、大字駒林、大字小泉、大字長岡、大字長岡新田、大字上名柄、大字五野井、大字石川、大字青野、大字上吉野、大字下吉野、大字上五貫野、大字下五貫野、大字下名柄、大字田沢新田、大字岡崎新田、大字福岡新田、大字岡沢及び大字上千原の一部の区域	保倉区
大字飯塚、大字中真砂、大字川端、大字東中島、大字上千原の一部、大字福橋、大字横曽根、大字下真砂、大字上吉新田及び大字下吉新田の区域	北諏訪区
大字西横山、大字小池、大字西山寺、大字下綱子、大字高住、大字中桑取、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦、大字茶屋ヶ原、大字有間川、大字長浜、大字小池新田、大字西鳥越、大字諏訪分、大字三伝、大字花立、大字西戸野、大字鍛冶免分、大字中桑取新田、大字下宇山、大字上宇山、大字横畑、大字皆口、大字西谷内、大字北谷、大字土口、大字増沢、大字大淵、大字東吉尾及び大字西吉尾の区域	谷浜・桑取区
平成17年1月1日の市町村合併前の安塚町の区域	安塚区
平成17年1月1日の市町村合併前の浦川原村の区域	浦川原区
平成17年1月1日の市町村合併前の大島村の区域	大島区
平成17年1月1日の市町村合併前の牧村の区域	牧区
平成17年1月1日の市町村合併前の柿崎町の区域	柿崎区
平成17年1月1日の市町村合併前の大潟町の区域	大潟区
平成17年1月1日の市町村合併前の頸城村の区域	頸城区
平成17年1月1日の市町村合併前の吉川町の区域	吉川区
平成17年1月1日の市町村合併前の中郷村の区域	中郷区
平成17年1月1日の市町村合併前の板倉町の区域	板倉区
平成17年1月1日の市町村合併前の清里村の区域	清里区
平成17年1月1日の市町村合併前の三和村の区域	三和区
平成17年1月1日の市町村合併前の名立町の区域	名立区

【趣旨】

- 「上越市地域自治区の設置に関する条例」第2条中の表に、合併前上越市の区域における地域自治区の区域と地域自治区の名称に関する規定を新たに追加するものです。新たに追加する規定は、表中の太枠で囲んだ部分となります。

【説明】

- 地域自治区は、市民の皆さんによる様々な自治活動等の中で、多くの皆さんにかかわりが深く、おおむね昭和の大合併前の市町村の区域と重なる「地区」を単位として設置します。
- 具体的には、「高田区」「新道区」「金谷区」「春日区」「諏訪区」「津有区」「三郷区」「和田区」「高士区」「直江津区」「有田区」「八千浦区」「保倉区」「北諏訪区」「谷浜・桑取区」の15の地域自治区を設置します。
- これらの地域自治区の区域は、町内会の範囲で表すと6ページ～7ページのとおりとなります。

《図表1 区域のイメージ》



《図表2 地域自治体の区域と町内会の範囲の関係》

高田区	新道区	春日区	津有区
南本町1丁目	樋場	土橋	四ヶ所
南本町2丁目	子安	藤巻	西市野口
南本町3丁目	子安新田	木田新田	戸野目古新田
東城町1丁目	鴨島1丁目	藤新田	門田新田
東城町2丁目	鴨島2丁目	木田	戸野目
東城町3丁目	鴨島3丁目	新光町	市野江
南城町1丁目	稲田1丁目	岩木	桐原
南城町2丁目	稲田2丁目	大学前	本道
南城町3丁目	稲田3丁目	教育大山屋敷宿舎	荒屋
南城町4丁目	稲田4丁目	教育大世帯寮	虫川
大手町	下稲田	春日山町1丁目	下野田
本城町	寺	春日山町2丁目	長面
南新町	大日	春日山町3丁目	上野田
南高田町	中田新田	大豆	四辻町
本町1丁目	上島	春日野	下池部
本町2丁目	中々村新田	谷愛宕	上池部
本町3丁目	平岡	春日	吉岡東市野口
本町4丁目	南田屋新田	中門前	劍
本町5丁目	北田屋新田	宮野尾牛池	茨沢
本町6丁目	大道福田		藤塚
本町7丁目	富岡	諏訪区	新保古新田
北本町1丁目	藤野新田	上真砂	本新保
北本町2丁目		杉野袋	上雲寺
北本町3丁目	金谷区	北新保	下新町
北本町4丁目	上門前	南新保	上新町
仲町1丁目	小滝	高森	池
仲町2丁目	下馬場	諏訪	下富川
仲町3丁目	朝日	東原	上富川
仲町4丁目	黒田	鶴町	熊塚
仲町5丁目	灰塚	北田中	野尻
仲町6丁目	地頭方	米岡	稲
寺町1丁目	青木	米町	平成町
寺町2丁目	上中田		
寺町3丁目	中通町		三郷区
大町1丁目	向橋		下四ツ屋
大町2丁目	中田原		西松野木
大町3丁目	塩荷谷		長者町
大町4丁目	儀明		天野原新田
大町5丁目	上湯谷		本長者原
西城町1丁目	大貫		今池
西城町2丁目	金谷		藪野
西城町3丁目	神山		辰尾新田
西城町4丁目	平山		東稲塚新田
北城町1丁目	飯		下稲塚
北城町2丁目	御殿山町		桜町
北城町3丁目	上昭和町		
北城町4丁目	昭和町1丁目		
東本町1丁目	昭和町2丁目		
東本町2丁目	滝寺		
東本町3丁目	下正善寺		
東本町4丁目	中正善寺		
東本町5丁目	宇津尾		
幸町	上綱子		
栄町	中ノ俣		
新町	上正善寺		
高土町1丁目			
高土町2丁目			

和田区
東木島
西木島
島田上新田
島田
島田下新田
上箱井
中箱井
岡原
下箱井
五ヶ所新田
丸山新田
下新田
西田中
寺町
石沢
大和1丁目
大和2丁目
大和3丁目
大和4丁目
大和5、6丁目
稲荷

高士区
稲谷
上曾根
下曾根
高和町
元屋敷
高津
飯田
妙油
森田
十二ノ木
北方
南方
大口
東京田

直江津区
西本町3丁目
西本町1、2丁目
西本町4丁目・御幸町
中央1丁目・あけぼの
中央1丁目・四ッ屋
中央1丁目・旭区
中央2丁目・横町
中央2丁目・本町
中央3丁目・荒川町
中央3丁目・天王町
中央4丁目・福永町
中央4丁目・沖見町
中央5丁目・塩浜町
中央5丁目・浜町
住吉町
港町1、2丁目
市之町
東雲町1、2丁目
栄町1、2丁目
石橋
石橋1、2丁目
新光町3丁目
五智1丁目
五智2丁目
五智3丁目
五智4丁目
五智5丁目
五智6丁目
雇用促進
五智新町
虫生岩戸
国府1丁目
国府2丁目
国府3丁目
国府4丁目
小丸山団地
加賀町

有田区
東小猿屋
中小猿屋
西小猿屋
三田
三田新田
三ツ橋新田
三ツ橋
福田
福田社宅
田園
佐内町
桐ノ木社宅
三ツ屋町
安江
安江1丁目
安江2丁目
安江公営住宅
上源入
下源入
港南町
松村新田
下門前
塩屋新田
春日新田
春日新田5丁目
川原町
春日新田木町

八千浦区
黒井
日之出町
上荒浜
南荒浜
下荒浜
遊光寺浜
南原
夷浜
夷浜住宅団地
西ヶ窪浜

保倉区
下百々
駒林
小泉
長岡
長岡新田
上名柄
五野井
石川
上青野
中青野
下青野
上吉野
下吉野
上五貫野
下五貫野
下名柄
岡沢

北諏訪区
飯塚
中真砂
川端
東中島
若鷹
上千原
福橋下真砂
横曾根

谷浜・桑取区
西横山
小池
西山寺
下綱子
高住
中桑取
丹原
鍋ヶ浦
吉浦
茶屋ヶ原
有間川
長浜
西戸野花立
横畑
皆口
西谷内
北谷
土口
増沢
大瀬
東吉尾
西吉尾

平成21年2月1日現在

2 地域自治区の事務所（第3条関係）

■ 改正案

（地域自治区の事務所）

第3条 地域自治区に置く事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

地域自治区	位置	名称	所管区域
高田区	上越市大手町5番41号	南部まちづくりセンター	高田区の区域
新道区	上越市木田一丁目1番3号	中部まちづくりセンター	新道区の区域
金谷区	上越市大手町5番41号	南部まちづくりセンター	金谷区の区域
春日区	上越市木田一丁目1番3号	中部まちづくりセンター	春日区の区域
諏訪区	上越市木田一丁目1番3号	中部まちづくりセンター	諏訪区の区域
津有区	上越市木田一丁目1番3号	中部まちづくりセンター	津有区の区域
三郷区	上越市大手町5番41号	南部まちづくりセンター	三郷区の区域
和田区	上越市大手町5番41号	南部まちづくりセンター	和田区の区域
高土区	上越市木田一丁目1番3号	中部まちづくりセンター	高土区の区域
直江津区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	直江津区の区域
有田区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	有田区の区域
八千浦区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	八千浦区の区域
保倉区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	保倉区の区域
北諏訪区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	北諏訪区の区域
谷浜・桑取区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンター	谷浜・桑取区の区域
安塚区	上越市安塚区安塚722番地3	安塚区総合事務所	安塚区の区域
浦川原区	上越市浦川原区釜淵5番地	浦川原区総合事務所	浦川原区の区域
大島区	上越市大島区岡3320番地3	大島区総合事務所	大島区の区域
牧区	上越市牧区柳島522番地	牧区総合事務所	牧区の区域
柿崎区	上越市柿崎区柿崎6405番地	柿崎区総合事務所	柿崎区の区域

大潟区	上越市大潟区土底浜1081番地1	大潟区総合事務所	大潟区の区域
頸城区	上越市頸城区百間町636番地	頸城区総合事務所	頸城区の区域
吉川区	上越市吉川区下町1126番地	吉川区総合事務所	吉川区の区域
中郷区	上越市中郷区藤沢986番地1	中郷区総合事務所	中郷区の区域
板倉区	上越市板倉区針722番地1	板倉区総合事務所	板倉区の区域
清里区	上越市清里区荒牧18番地	清里区総合事務所	清里区の区域
三和区	上越市三和区井ノ口444番地	三和区総合事務所	三和区の区域
名立区	上越市名立区名立大町365番地1	名立区総合事務所	名立区の区域

【趣旨】

- 「上越市地域自治区の設置に関する条例」第3条中の表に、合併前上越市の区域における地域自治区の事務所の位置、名称、所管区域に関する規定を新たに追加するものです。新たに追加する規定は、表中の太枠で囲んだ部分となります。

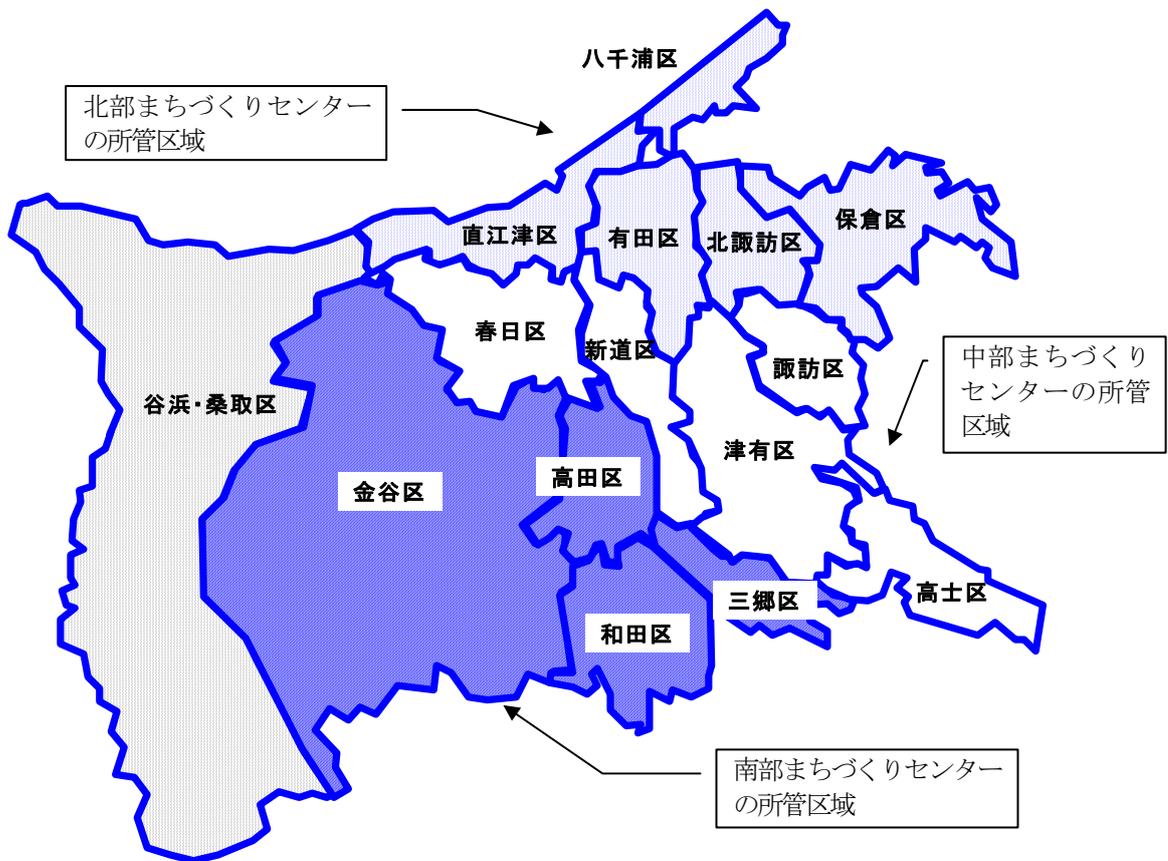
【説明】

- 地域自治区の事務所は、「所管する区域数」、「事務所ごとの事務量」、「地理的連続性」、「市民の利便性（交通の便等）」等を総合的に勘案し、所管する区域の拠点となり得る既存の3か所の施設に置くこととします。
- 地域自治区の事務所の名称及び所管区域は以下のとおりとします。なお、一つの地域自治区の事務所は、複数の地域自治区を所管するものとします。
- 各区の地域協議会の会議等は、当該区域内に所在する公共施設で開催する予定です。

事務所の名称	所管区域	事務所を置く施設 〈位置〉
南部まちづくりセンター	高田区の区域	女性サポートセンター（高田地区 公民館隣接） 〈上越市大手町5-41〉
	金谷区の区域	
	三郷区の区域	
	和田区の区域	

中部まちづくりセンター	新道区の区域	上越市役所本庁 〈上越市木田1丁目1-3〉
	春日区の区域	
	諏訪区の区域	
	津有区の区域	
	高士区の区域	
北部まちづくりセンター	直江津区の区域	レインボーセンター 〈上越市中央1丁目16-1〉
	有田区の区域	
	八千浦区の区域	
	保倉区の区域	
	北諏訪区の区域	
	谷浜・桑取区の区域	

《図表3 事務所の所管区域のイメージ》



3 地域協議会（第4条及び第5条関係）

■ 改正案

（地域協議会の名称）

第4条 地域自治区に置く地域協議会の名称は、次の表のとおりとする。

地域自治区	名称
高田区	高田区地域協議会
新道区	新道区地域協議会
金谷区	金谷区地域協議会
春日区	春日区地域協議会
諏訪区	諏訪区地域協議会
津有区	津有区地域協議会
三郷区	三郷区地域協議会
和田区	和田区地域協議会
高士区	高士区地域協議会
直江津区	直江津区地域協議会
有田区	有田区地域協議会
八千浦区	八千浦区地域協議会
保倉区	保倉区地域協議会
北諏訪区	北諏訪区地域協議会
谷浜・桑取区	谷浜・桑取区地域協議会
安塚区	安塚区地域協議会
浦川原区	浦川原区地域協議会
大島区	大島区地域協議会
牧区	牧区地域協議会
柿崎区	柿崎区地域協議会
大潟区	大潟区地域協議会
頸城区	頸城区地域協議会
吉川区	吉川区地域協議会
中郷区	中郷区地域協議会
板倉区	板倉区地域協議会
清里区	清里区地域協議会

三和区	三和区地域協議会
名立区	名立区地域協議会

(地域協議会委員)

第5条 地域協議会の構成員は、地域協議会委員（以下「委員」という。）と称する。

2 委員の定数は、次の表のとおりとする。

地域協議会	委員の定数
高田区地域協議会	20人
新道区地域協議会	16人
金谷区地域協議会	18人
春日区地域協議会	18人
諏訪区地域協議会	12人
津有区地域協議会	16人
三郷区地域協議会	12人
和田区地域協議会	16人
高土区地域協議会	12人
直江津区地域協議会	18人
有田区地域協議会	18人
八千浦区地域協議会	12人
保倉区地域協議会	12人
北諏訪区地域協議会	12人
谷浜・桑取区地域協議会	12人
安塚区地域協議会	12人
浦川原区地域協議会	12人
大島区地域協議会	12人
牧区地域協議会	14人
柿崎区地域協議会	18人
大潟区地域協議会	18人
頸城区地域協議会	18人
吉川区地域協議会	16人
中郷区地域協議会	14人
板倉区地域協議会	16人

清里区地域協議会	12人
三和区地域協議会	16人
名立区地域協議会	14人

【趣旨】

- 「上越市地域自治区の設置に関する条例」第4条中の表に、合併前上越市の区域における地域自治区の地域協議会の名称に関する規定を新たに追加するとともに、同条例第5条第2項中の表に各地域自治区の地域協議会委員の定数に関する規定を新たに追加するものです。新たに追加する規定は、表中の太枠で囲んだ部分となります。

【説明】

- 地域協議会の名称は「〇〇区地域協議会」とします（例：高田区地域協議会）。
- 地域協議会の委員の定数は、13区の地域協議会委員の定数とのバランスを考慮した上で、人口規模に応じて14ページの表のとおり設定しています。
- 最少の定数は12人としていますが、これは、地域協議会の会議は委員の半数の出席があれば開催できること、会議の議事は出席した委員の過半数で決することを考慮しつつ、地方自治法が定めている市町村議会議員の最少定数を参考として定めたものです。
- また、最多の定数は20人としていますが、これは、人数が多くなると円滑な審議が難しくなることを考慮して定めたものです。

《図表 4 地域協議会委員定数の考え方》

人口	定数
5,000 人未満	12 人
5,000 人以上 10,000 人未満	16 人
10,000 人以上 20,000 人未満	18 人
20,000 人以上	20 人

地域自治区	人口※	委員の定数
諏訪区	1,126 人	12 人
三郷区	1,410 人	12 人
高士区	1,654 人	12 人
北諏訪区	1,930 人	12 人
谷浜・桑取区	1,988 人	12 人
保倉区	2,435 人	12 人
八千浦区	4,336 人	12 人
津有区	5,306 人	16 人
和田区	5,810 人	16 人
新道区	8,992 人	16 人
有田区	13,670 人	18 人
金谷区	14,534 人	18 人
直江津区	19,515 人	18 人
春日区	19,844 人	18 人
高田区	31,373 人	20 人
合計	133,923 人	224 人

※人口は平成 20 年 10 月 31 日現在の住民基本台帳人口

4 地域自治区の設置時期及び委員の任期の特例（附則関係）

■ 改正案

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 第5条第5項の規定にかかわらず、平成20年10月1日以後最初に選任される高田区地域協議会、新道区地域協議会、金谷区地域協議会、春日区地域協議会、諏訪区地域協議会、津有区地域協議会、三郷区地域協議会、和田区地域協議会、高士区地域協議会、直江津区地域協議会、有田区地域協議会、八千浦区地域協議会、保倉区地域協議会、北諏訪区地域協議会及び谷浜・桑取区地域協議会の委員の任期は、選任の日から平成24年4月28日までとする。

【趣旨】

- 「上越市地域自治区の設置に関する条例」に新たな附則を設け、合併前上越市における地域自治区制度の施行期日について定めるとともに（附則第1項）、合併前上越市の区域における地域協議会委員の任期を13区の地域協議会委員とあわせるために必要となる委員の任期に関する特例措置について定めるものです（附則第2項）。

【説明】

- 地域自治区制度は、市民の皆さんにご自身が暮らす身近な地域やまちづくりについて、関心を高めていただいたり、様々な地域の特性や市民の皆さんの声をいかして、よりよいまちづくりを実現していくための制度です。
- こうした制度の目的を果たしていくためには、より一層市民の皆さんの関心を高めていく必要があります。また、地域協議会委員の選任手続や地域自治区の事務所の開設等に一定期間を要することが想定されるため、条例制定後、一定の準備期間を設けた上で、平成21年10月1日から合併前上越市における地域自治区制度を施行するものとします。
- 合併前上越市の区域における地域協議会委員の任期は、13区と同じく4年としますが、導入後最初に選任される委員の任期は、13区の地域協議会委員の任期とあわせるため、選任の日から平成24年4月28日までとします（最初の委員の任期は約2年半となります）。

【参考】 本制度案の実施に係るその他の重要事項（条例改正を伴わないもの）

- 以下は、現行の「上越市地域自治区の設置に関する条例」、「上越市地域協議会委員の選任に関する条例」に基づき既に実施している事項、また、その他の法令等に基づき実施予定の事項のうち、特に重要なものを掲載しています。
- これらの事項については、今回のパブリックコメントの対象としていませんが、制度を理解する上で重要なポイントであることから、参考として掲載するものです。

（１）地域自治区の住所の表示

- ◆ 住所を表示するには地域自治区の名称を冠しないこととする。

【説明】

- 13区については、合併特例法の規定により、住所の表示は引き続き「上越市△△区～」となりましたが、合併前の上越市の区域については、現行法令上は、地域自治区の設置の際、住所の表示に地域自治区の名称を冠することはできないため、住所の表示はこれまでどおりとします。

（２）地域自治区の事務所が行う事務

- ◆ 地域自治区の事務所では、地域協議会に関する事務と地域振興に関する事務を行う。

【説明】

- 地域自治区の事務所では、地域協議会に関する事務として、会議の開催準備、諮問・答申に係る担当課との連絡調整などを行うとともに、地域振興に関する事務として、地域コミュニティ団体の活動支援、各種団体と行政との連携に係る業務などを行う予定です。
- 各事務所には所長を1名置き、その他地域自治区の事務を行う職員を置きます。これらの職員は事務所に常駐しますが、必要に応じて各区に出向きます。
- なお、その他の行政サービスについては、これまでどおり市役所各課が行います。

(3) 地域協議会に関する事項

- ◆ 地域協議会に関する事項は、名称及び委員定数に関する事項を除き、現行の「上越市地域自治区の設置に関する条例」及び「上越市地域協議会委員の選任に関する条例」の規定に基づくものとする。

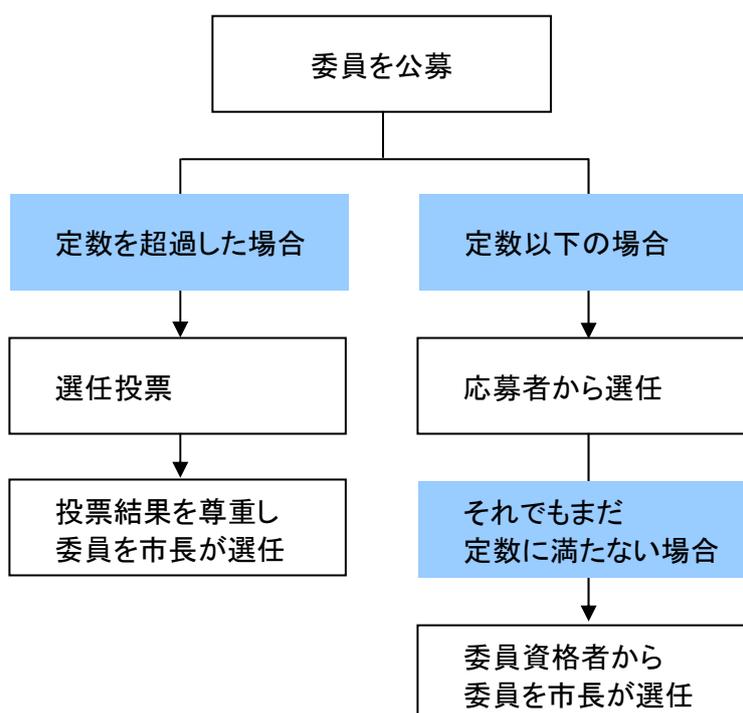
【説明】

- 地域協議会に関する事項は、名称及び委員定数に関する事項を除き、以下に掲載するとおりとなります。
- 合併前上越市における地域自治区は、13区と同様、現行の「上越市地域自治区の設置に関する条例」及び「上越市地域協議会委員の選任に関する条例」の規定に基づき運用されることとなります。

① 委員の選任

- ・ 委員の選任は、「上越市地域協議会委員の選任に関する条例」に基づき、まずは公募を行い、応募者が定数を超えた場合は公職選挙法に準じた選任投票を行う「公募公選制」により行います。
- ・ また、委員になることができる人は、その地域自治区の区域内に住んでおり、市議会議員の候補者となることができる人です（25歳未満の人、議員、公務員などは委員になることはできません）。

－地域協議会委員選任の流れ－



② 委員の報酬等

- ・ 委員の任期は4年とし、再任を妨げません。
- ・ 委員の報酬は、無報酬とします。また、費用弁償として1回につき1,200円を支給します。

③ 地域協議会の権限

- ・ 地域協議会は、地域自治区の区域に係る事務などのうち市長や教育委員会などから諮問された事項（意見を求められた事項）について審議し、意見を述べることができます。そのうち、新市建設計画の変更、地域自治区の区域内の施設の設置・廃止・管理の在り方、総合計画のうち地域自治区の区域に係る重要事項の決定・変更については、市長はあらかじめ地域協議会の意見を聴かなければなりません。
- ・ また、地域協議会は地域自治区の区域内の課題について自主的な審議を行い、意見を述べることができます。
- ・ なお、「上越市地域自治区の設置に関する条例」で定める地域協議会の権限は次のとおりです。

（地域協議会の権限）

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べるができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
 - (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
 - (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項